

茅ヶ崎ゴルフ場  
運営事業者募集要項

令和2年12月

神奈川県 茅ヶ崎協同株式会社

## 事業者募集要項 目次

- 1 趣旨
- 2 目的
- 3 事業スキーム
- 4 事業期間
- 5 事業者の選定方法
- 6 公募事業及び事業者の選定スケジュール
  - (1) 募集要項の配布
  - (2) 現地見学会
  - (3) 質問事項の受付及び質問事項に対する回答
  - (4) 応募図書への受付
- 7 応募図書の提出に関する事項
  - (1) 提出書類及び部数等
  - (2) 応募図書の作成等に関する留意事項及び制限事項
  - (3) 複数提案の禁止、提出書類の変更禁止
  - (4) 提出書類の取扱い
  - (5) 公募事業の延期又は中止
- 8 事業応募の参加資格要件
  - (1) 基本的要件
  - (2) 参加資格要件
  - (3) 参加資格要件確認の基準日等
  - (4) 応募における欠格事項
- 9 審査
  - (1) 審査項目
  - (2) 参加資格要件等の審査（（1）のアからウまで）
  - (3) 事業提案書の評価及び選定（（1）の工及びオ）
- 10 その他留意事項
- 11 担当・問合せ先

## 1 趣旨

茅ヶ崎ゴルフ場活用事業は、令和元年9月に優先交渉権者を選定しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の実現が困難となったことから、本事業を中止したところです。

新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着くまでは、公募しても事業提案が期待できないことから、5年間、ゴルフ場として貸し付けることとしましたので、当ゴルフ場を運営する事業者を募集します。

## 2 目的

本公募事業の目的は、現状のゴルフコース等を活用したゴルフ場の運営です。

## 3 事業スキーム

ア 別紙1の別表1及び別表2に記載の土地（以下「事業計画区域」という。）並びに事業計画区域に存する県が所有する建物及び県又は茅ヶ崎協同株式会社（以下、「茅ヶ崎協同」という。）が所有する立木や工作物等を、賃貸借契約、使用貸借契約（市街地に隣接する樹林帯の土地のみ）、定期建物賃貸借契約により事業者へ貸し付けます。

イ 茅ヶ崎協同所有地のうち、市街地に隣接する樹林帯の面積（約17,000㎡）は、貸し付け対象ですが賃料は発生しません。

ウ 契約書（案）は、年内を目途に県ホームページに掲載予定です。なお、契約賃料は月額とし、その金額は様式9に記載の提案賃料（年額）を月額に割り返した金額（小数点以下切り上げ）とします。

エ 定期建物賃貸借契約の締結にあたっては、県から借地借家法第38条第2項に基づく事前説明を行いますので、別途、「定期建物賃貸借契約についての説明」の受領証を提出してください。様式は、契約書に併せて県ホームページに掲載します。

オ ゴルフ場運営以外の施設利用については、ゴルフ場の運営を妨げない範囲かつ、法規制に抵触しない範囲で可能です。この場合、ゴルフ場のコースを除き転貸することを認めます（例えば、土地は、青空駐車場、フットサルコート、テニスコート、バスケットコート、ドッグラン、太陽光設備等、建物は、地域の集会所としての利用が可能です。その他の利用については、茅ヶ崎市（以下、「市」という。）にお問い合わせください。）。

カ 現行のゴルフ場のコースには、事業計画区域外の個人所有地（茅ヶ崎市浜須賀6752-2、地積512㎡）が含まれているため、当該個人所有地の借受けのほか、別紙1の別表3に記載の市有地の使用許可手続き等が別途必要となります。

キ ゴルフ場管理用通路の一部（8番及び9番ホール南側）については、県土木事務所への使用許可手続き等が別途必要となります。

#### 4 事業期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日の5年間です。

#### 5 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式により事業者を募集し、市の意見を参考に県と茅ヶ崎協同が、最優秀提案者を契約の相手方として選定します。

ただし、最優秀提案者が辞退した場合など、契約締結に至らなかった場合は、次点優秀提案者を契約の相手方とする場合があります。

#### 6 公募事業及び事業者の選定スケジュール

本公募事業及び事業者の選定スケジュールは、次のとおり予定しています。

内容	日時
募集要項の配布	令和2年12月18日(金) 午後5時より
質問事項の受付	令和2年12月18日(金) から25日(金) 正午まで
現地見学会の受付	令和2年12月18日(金) から22日(火) 正午まで
現地見学会の開催	令和2年12月23日(水)、 午後3時から午後5時まで
質問事項に対する回答	令和3年1月5日(火) までを目途 ※県ホームページ公開
応募図書の受付	令和2年12月18日(金) から令和3年1月14日(木) 正午まで
事業提案書のプレゼンテーション 及びヒアリングの実施	令和3年1月中旬を予定 後日通知
審査結果の通知	令和3年1月中旬から下旬を予定
事業者の決定及び公表	令和3年1月下旬を予定 ※県ホームページ公開
契約の締結	令和3年1月末を予定 ※ゴルフ場の予約受付は、契約締結後に行ってください。

##### (1) 募集要項の配布

令和2年12月18日(金) 午後5時から令和3年1月14日(木) 正午までの午前9時から午後5時まで※、「11 担当・問合せ先」に示す場所で配布します。

また、県ホームページからのダウンロードも可能です。

※正午から午後1時までと、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。

##### (2) 現地見学会

ア 開催日時 令和2年12月23日(水)、午後3時から午後5時まで

イ 開催場所 茅ヶ崎ゴルフ場(茅ヶ崎市菱沼海岸 6991-16 外)

#### ウ その他

- ・参加を希望される場合は、令和2年12月18日（金）から22日（火）正午まで（必着）に「現地見学会参加申込書」（別紙3 様式集 様式1）に必要な事項を記載の上、電子メール（ファイル添付）にて「11 担当・問合せ先」にお申込みください。
- ・参加者は1応募事業者につき3名以内としてください。
- ・車での来場はご遠慮ください。
- ・当日は時間に限りがありますので、本募集要項に関する質問がある場合は下記の「（3）質問事項の受付及び質問事項に対する回答」により行ってください。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、見学会の会場は十分に換気しますが、見学会に参加される方は、マスク等の着用をお願いします。また、参加希望者が多数の場合は、現地見学会の開催日を増やすなどの調整を行います。

### （3）質問事項の受付及び質問事項に対する回答

- ア 受付期間 令和2年12月18日（金）から12月25日（金）正午まで必着
- イ 提出方法 本募集要項に関する質問をする場合は、「質問書」（別紙3 様式集 様式2）を県ホームページからダウンロードし、必要な事項を記載の上、電子メール（ファイル添付）にて「11 担当・問合せ先」に提出してください。

#### ウ その他

- ・本募集要項に関する質問に対する回答は、受け付けた質問とともに、令和3年1月5日（火）を目途に県ホームページに掲載します。
- ・質問に対する回答は、本募集要項を補完するものとします。

### （4）応募図書の受付

応募図書は、令和2年12月18日（金）から令和3年1月14日（木）の正午まで※受け付けますので、「11 担当・問合せ先」に示す場所に、必ず持参により提出してください（郵送、ファクシミリ、電子メールでの提出は認められません）。

※正午から午後1時までと、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。

## 7 応募図書の提出に関する事項

### (1) 提出書類及び部数等

次の提案審査に係る図書を順番にまとめた上で、所定の部数を提出してください。

	応募図書名	提出部数	様式
応募者に関する書類	応募申込書	1部	様式3
	印鑑登録証明書 ※1	1部	原本
	法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※1	1部	原本
	過去3期分の計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及び附属明細書、直近の残高試算表（貸借対照表、損益計算書） ※連結計算書類を作成している場合は、それらを含む。上場企業の場合は、上記書類に代え有価証券報告書を提出。 ※直近の残高試算表（貸借対照表及び損益計算書）については、提出する直近の決算書が令和2年9月以前の場合に提出し、令和2年9月以降の場合は提出不要。	各1部	-
	誓約書	1部	様式4
	役員名簿	1部	様式5
	法人税納税証明書 ※2、※3	1部	-
	消費税及び地方消費税納税証明書 ※2、※3	1部	-
	法人都道府県民税、法人事業税納税証明書 ※2、※3	1部	-
	法人市町村民税、固定資産税・都市計画税納税証明書 ※2、※3	1部	-

※1：応募図書提出締切日から3ヵ月以内に発行されたものを提出。

※2：直近1年間の本店所在地を所管する税務署・都道府県・市町村が発行する証明書とし、応募図書提出締切日から3ヵ月以内に発行されたものを提出。

※3：次のいずれかの証明書

- ・未納額が0又はないもの
- ・未納額が0でない場合は、徴収猶予の記載があるもの又は徴収猶予承認書
- ・未納額が0でない場合は、地方税法に基づく猶予制度が適用されていると確認できるもの
- ・未納額が0でない場合は、納税の猶予中である旨の記載があるもの
- ・納税の猶予許可通知書
- ・換価の猶予許可通知書

	応募図書名	提出部数	様式
事業提案書	事業提案申込書	1部	様式6
	提案趣旨書 ※4	4部	様式7
	土地及び建物利用計画 ※4	4部	様式8
	経営計画・事業収支計画書（5年間の年度ごとの事業収支計画書、5年後の想定財務諸表（貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書）、評価指標（ROA、ROE、流動比率及び自己資本比率）） ※4、※5	5部	-
	借受賃料提案書	1部	様式9

※4：提案趣旨書、土地及び建物利用計画、経営計画・事業収支計画書、5年後の想定財務諸表及び評価指標は、各様式等を1冊にまとめたものを4部提出してください。

※5：経営計画・事業収支計画書は、※4で各様式等を1冊にまとめたものとは別に、経営計画・事業収支計画書のみを1部提出してください。

## (2) 応募図書の作成等に関する留意事項及び制限事項

### ア 提案趣旨書

#### (制限事項)

- ・ゴルフ場のコースは、転貸を認めません。

#### (留意事項)

- ・用紙のサイズはA4（両面、印刷の向きは自由）としてください。
- ・事業者名を記載しないでください（記載する必要がある場合は、企業A等と記載してください。）。事業者名を類推できるブランド名、ロゴマーク等も一切表示しないでください。
- ・提案のコンセプト、ゴルフ場の運営方針、類似事例の実績等について、適宜図などを用いて説明してください。また、様式の行数が不足する場合は、適宜追加してください。
- ・提案した事業と類似の事業経験がある場合は、事業の概要や現在の状況について記載してください。
- ・県及び茅ヶ崎協同の本事業の目的は、現状のゴルフコース等を活用したゴルフ場の運営です。
- ・ゴルフ場の運営を妨げない範囲で、その他の利用や転貸を認めます。
- ・県内企業への業務の発注、県内企業からの資材の調達、県民の雇用等、地域経済や地域社会への貢献による地域活性化を期待します。
- ・茅ヶ崎ゴルフ場は、隣接する浜須賀小学校と合わせて広域避難場所に指定されていますので、ゴルフ場等の運営にあたっては、ゴルフ場への進入路を含め平時より災害に備えた適正な管理に努めてください。

### イ 土地及び建物利用計画

#### (制限事項)

- ・ゴルフ場のコースは、転貸を認めません。
- ・用途地域の変更を前提とした提案は認めません。
- ・以下の利用は認めません。
  - ① 事業計画区域内のコミュニティバスの動線及びバス停留所や、公共下水道幹線及び水路の機能消失
  - ② 公共下水道幹線及び水路上部への建物の建築及び工作物の築造
  - ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第13項に定める接客業務受託営業その他これに類する用途の利用
  - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団又はその他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途の利用

- ⑤ 政治的又は宗教的用途の利用
- ⑥ 近隣住民や市民の生活を著しく脅かすと予想される用途の利用
- ⑦ 悪臭、騒音、粉塵、振動、土壌汚染など近隣環境を損なうと予想される用途の利用

(留意事項)

- ・用紙のサイズはA 4（両面、印刷の向きは自由）としてください。
- ・事業者名を記載しないでください（記載する必要がある場合は、企業 A 等と記載してください。）。事業者名を類推できるブランド名、ロゴマーク等も一切表示しないでください。
- ・土地及び建物の利用計画について、適宜図などを用いて説明してください。また、様式の行数が不足する場合は、適宜追加してください。
- ・様式 8 とは別に、図面（A 4 両面、印刷の向きは自由）の添付も可です。
- ・ゴルフ場の運営を妨げない範囲で、その他の利用や転貸を認めます。
- ・ゴルフ場以外の利用を想定している場合は、事業内容や事業開始までのスケジュール等も記載してください。
- ・現クラブハウス等は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）におけるいわゆる「既存不適格建築物」ですので、ゴルフ場以外の利用を行う場合は、市に事前に相談してください。なお、現クラブハウスは、新耐震基準により建築された建築物です。
- ・茅ヶ崎ゴルフ場は、隣接する浜須賀小学校と合わせて広域避難場所に指定されていますので、ゴルフ場への進入路を含め平時より近隣住民や市民が利用できる計画としてください。また、平時より災害に備えた計画としてください。
- ・公共下水道幹線や水路の維持管理のため、平時・緊急時を問わず、埋設部分周辺まで市の管理車両が 2 4 時間通行することを妨げるものない計画としてください。
- ・県内企業への業務の発注、県内企業からの資材の調達、県民の雇用等、地域経済や地域社会への貢献による地域活性化を期待します。
- ・ゴルフ場等を活用したにぎわい交流イベントや、広域避難場所への進入路を周知するイベントの計画等、地域活性化に資する計画や健康増進、省エネ等に資する計画を期待します。

ウ 経営計画・事業収支計画書

(留意事項)

- ・用紙のサイズはA 4（両面、印刷の向きは自由）としてください。
- ・事業者名を記載しないでください（記載する必要がある場合は、企業 A 等と記載してください。）。事業者名を類推できるブランド名、ロゴマーク等も一切表示しないでください。

エ 借受賃料提案書

(制限事項)

- ・土地の㎡単価は、年額 8 0 0 円以上の金額としてください。



- ・建物の借受賃料（年額）は、年額2,027,354円以上の金額としてください。
- ・1応募事業者につき、1つの借受賃料提案書の提出に限ります。

**(留意事項)**

- ・土地の賃料（年額）は、県有地と茅ヶ崎協同所有地の㎡当たりの単価を同一とし、㎡単価と借受賃料（年額）を提案してください。
- ・定期建物賃貸借契約には、建物のほか、建物の敷地（建築面積の合計1,480.95㎡）も含まれますので、県有地の賃料算定面積は、土地の貸付け対象面積から建物の敷地を減じています。なお、定期建物賃貸借契約の建物の敷地の㎡単価（年額）は、土地の賃料（年額）と同額とします。
- ・茅ヶ崎協同所有地のうち、市街地に隣接する樹林帯（面積約17,000㎡）は賃料が発生しないので、賃料算定面積は、貸し付け対象の面積から樹林帯の面積を減じています。なお、樹林帯の面積（約17,000㎡）は、事業者選定後に行われる樹林帯でない部分の飛砂防備保安林の指定解除の結果によって、増減する可能性があります。
- ・金額は、算用数字で記入し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- ・㎡単価は整数を記入してください。
- ・借受賃料提案書は、封筒に入れ、代表者印にて封印してください。封筒の表面には、宛先（神奈川県知事及び茅ヶ崎協同株式会社代表取締役あて）、書類名（茅ヶ崎ゴルフ場の運営事業に係る借受賃料提案書）、応募事業者名、代表者名を明記してください。

**オ 応募者に関する書類及び事業提案書の共通事項**

- ・本公募事業において使用する言語は日本語とし、通貨単位は日本円とします（添付・提示書類等が、日本語以外の場合は翻訳文を添えてください。）。
- ・本公募事業への応募、書類の提出及びヒアリングへの参加等にかかる費用については、全て応募事業者の負担とします。
- ・応募事業者は、提案内容や県及び茅ヶ崎協同との協議内容等につき守秘義務を遵守し、県及び茅ヶ崎協同の事前の承諾なく、これらの内容を公表してはなりません。

**(3) 複数提案の禁止、提出書類の変更禁止**

- ア 応募事業者は、複数の提案を行うことはできません。
- イ 応募図書提出後の変更、差し替え及び再提出は原則として認められません。

**(4) 提出書類の取扱い**

- ア 応募事業者から提出された書類は返却しないものとし、選定目的以外には使用しません。ただし、最優秀提案者名、次点優秀提案者名及びその事業提案の概要等については、県ホームページ等で公表する場合があります。

イ 事業提案書の著作権は、応募事業者に帰属します。なお、本公募事業における公表、その他県及び茅ヶ崎協同が必要と認めるときには、県及び茅ヶ崎協同は事業提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

#### **(5) 公募事業の延期又は中止**

天災等の不可抗力による場合又は本公募事業を公正に執行することができないおそれがある  
と県及び茅ヶ崎協同が認めたときは、既に公表若しくは通知した事項を変更又は本公募事業を  
延期若しくは中止することがあります。なお、この場合、応募事業者は、本公募事業に要した  
費用を県及び茅ヶ崎協同に請求することはできません。

### **8 事業応募の参加資格要件**

#### **(1) 基本的要件**

ア 事業計画区域を一括で借受けできる者とします。

イ 応募事業者は、「単独の法人」とします。

#### **(2) 参加資格要件**

応募事業者は、次のアからカまでの資格要件を全て満たすことを条件とします。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

イ 国税及び地方税を滞納している（地方税法又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律、国税通則法及び国税徴収法に基づく猶予制度の適用を受けている場合を除く）者でないこと。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に規定する更生手続開始の申立てがなされている者（同法第 199 条に規定する更生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。

エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 174 条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。

オ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までに該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者のいずれでもないこと※。

※資格確認のため、様式 5 により役員名簿（氏名（漢字・フリガナ）、生年月日、性別、住所）を提出してください。

カ 県の指名停止期間中の者でないこと。

#### **(3) 参加資格要件確認の基準日等**

ア 参加資格要件を確認する基準日は、応募図書の受付締切日とします。

イ 応募図書受付締切日から契約の締結までの間に「(2) 参加資格要件」に抵触した場合は、原則としてその応募資格を失うものとします。

#### (4) 応募における欠格事項

応募事業者は、次のいずれかに該当した場合、その応募資格を失うものとします。

- ア 本募集要項に違反すると認められる場合
- イ 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ウ 募集期間中に必要な書類を提出しなかった場合
- エ その他、不正な行為を行ったと認められる場合

### 9 審査

応募事業者から提出された応募図書に対し次の方法で審査を行い、最優秀提案者及び次点優秀提案者を事業者に選定します。なお、選定結果の概要等は、県ホームページで公表します。

#### (1) 審査項目

- ア 参加資格要件の審査
- イ 借受賃料の審査
- ウ 基本的条件（7の（2）に記載の制限事項）の審査
- エ 事業提案の評価
- オ 借受賃料の評価

#### (2) 参加資格要件等の審査（（1）のアからウまで）

参加資格要件等の審査は、県が、書面により行います。参加資格要件を満たしていない場合、借受賃料提案書（様式9）の土地の借受賃料（年額）の㎡単価が800円/㎡未満の場合、借受賃料提案書（様式9）の建物の借受賃料（年額）が2,027,354円未満の場合、7の（2）に記載の制限事項に抵触する場合は、失格とし、事業提案書の評価及び選定には進めません。

#### (3) 事業提案書の評価及び選定（（1）のエ及びオ）

- ア 事業提案書に対する審査は、次の方法で行います。なお、審査基準は別紙2のとおりです。また、プレゼンテーション及びヒアリングの日時や場所の詳細は、応募図書受付後に、各応募事業者あてに通知します。
  - (ア) 県が、経営体制や経営計画・事業収支計画を書面にて評価します。
  - (イ) 上記(ア)の評価を踏まえ、県、茅ヶ崎協同、市が提案内容に関する応募事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングを行います。
  - (ウ) 市からの意見を聴取した上で、県及び茅ヶ崎協同が、提案内容に関する評価を行います。
  - (エ) 様式9の借受賃料提案書の賃料から、次のとおり賃料の評価点を算出します。
- イ 県及び茅ヶ崎協同は、提案内容に関する評価点と賃料に関する評価点とを合計して総合評価点を算出し、最優秀提案者及び次点優秀提案者を決定します。

なお、総合評価点が同点の場合は、賃料の評価点が高い方を最優秀提案者とします。

## 10 その他留意事項

- ・募集要項等の記載漏れによりゴルフ場の運営が困難となった場合は、県及び茅ヶ崎協同と事業者が協議するものとします。
- ・事業者募集要項の記載事項と現況とが異なる場合は、現況を優先します。
- ・別紙1の物件調書に記載されている建物及び工作物等については、事業者に現況のまま貸し付けます。なお、建物及び工作物等の修繕や維持管理に要する費用の分担は、次のとおりです。

物件等		県又は茅ヶ崎協同	事業者	協議
ゴルフ場の運営上、通常必要な維持管理業務			○	
クラブハウス、キャディー棟、コース管理棟、コース管理棟(機械庫)の修繕	建物(主要構造物:屋根、外装、階段等)	○		
	建具(外装建具:自動ドア・シャッター)	○		
	構築物(チャンバー)	○		
	消防設備	○		
	電気設備(キュービクル)	○		
	電気設備(照明設備)	○		
	ガス設備(供給管)	○		
	空調設備(エアコン、換気扇)	○		
	浄化槽	○		
	貯水タンク	○		
	受水槽	○		
	給排水設備(給排水管、トイレ、シャワー)	○		
	給湯設備(ボイラー、供給管)	○		
トイレ棟の修繕		○		
倉庫棟の修繕		○		
車庫棟の修繕		○		
休憩室(東屋)の維持修繕			○	
外構の維持修繕	境界フェンス(ラチエン通り沿い)		○	
	境界フェンス(上記以外)		○	
防球ネットの維持修繕	柱・昇降装置		○	
	ネット(張替・補修)		○	
井戸の維持修繕	汲み上げポンプ		○	
	水質調査		○	
スプリンクラーの維持修繕			○	
樹木	害虫被害の予防措置		○	
	松枯れ対策(樹幹注入)		○	
	松枯れ対策(薬剤散布)		○	
	松枯れ対策(伐採・処分)	○		

	剪定(枝切のみ)		○	
草	除草		○	
芝	植替え、刈込		○	
バンカー	砂入れ		○	
駐車場	路面舗装の維持管理		○	
カートコース	路面舗装の維持管理		○	
清掃	土地、建物、設備(受水槽、浄化槽含む)		○	
建物及び敷地の保安、点検			○	
第三者への損害を予防する措置(台風時の防球ネット昇降、施設・設備破損又はその恐れを発見した場合の連絡等)			○	
ゴルフ場の運営上、通常必要な維持管理業務			○	
台風等自然災害に係る工作物等の多額の修繕費		○		
その他				○

- ・事業計画区域内及び事業計画区域上空又は隣接地等に電柱（電信柱・電柱付属物・電線等を含む。）・支線・ゴミ置き場・道路設置物（ガードレール、カーブミラー等）・道路標識等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。
- ・事業期間満了時には、原状回復してください。ただし、事業期間満了時に、県、茅ヶ崎協同及び事業者が協議の上別途定めた場合は、この定めによります。
- ・事業の遂行に当たっては、各種の法令・基準を遵守してください。
- ・茅ヶ崎ゴルフ場は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に定める有害物質使用特定施設の設置がないため、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第1項の調査義務はありません。
- ・契約書に貼付する収入印紙等、契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、事業者の負担となります。
- ・ゴルフ場の運営にあたっては、大規模火災発生時における広域避難場所としての使用に関する協定書を市と締結する必要がありますので、事業者に選定された際には、必要な手続きを市にご相談ください。

## 1 1 担当・問合せ先

神奈川県総務局財産経営部財産経営課財産活用グループ

住 所：〒231-8588 横浜市中区日本大通1（県庁本庁舎5階）

電 話：045-210-2510（直通）

ファクシミリ：045-210-8811

電子メール：zaikei\_katsuyou@pref.kanagawa.jp